

## 所得税法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 15 号）の一部を改正する法律案の施行による経費（減収額）について

### 1 経費（減収額）

本法律案の施行による減収額は、平年度 1,934 億円と見込まれる。

なお、同減収額は、予算の歳入の減少を伴うものとして、国税分を見込んだものである。

### 2 減収額の試算の考え方

- ・ 本法律案の施行により、令和 5 年 10 月 1 日導入予定の消費税の適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されないこととなる。
- ・ 衆議院財務金融委員会（平成 31.2.26）における政府答弁において、インボイス制度の導入により 2,480 億円程度の財源確保（消費税及び地方消費税の増収）が見込まれるとされている。

なお、この増収見込額については、免税事業者のうち 161 万者程度が課税事業者に転換し、一事業者当たり 15 万 4 千円の税負担が生じるとの試算に基づくものとされている。

当該財務省試算の詳細は、次頁【参考①】のとおりとなっている。
- ・ 消費税及び地方消費税の標準税率は 10%となっており、その内訳は、消費税率が 7.8%、地方消費税率が 2.2%となっている。
- ・ このため、本法律案の施行による減収額の試算に当たっては、現行のインボイス制度の導入による増収見込額（財務省試算）から消費税（国税）分のみを機械的に試算することとし、2,480 億円に 100 分の 78 を乗じて算出した 1,934 億円を減収見込額とした。

## 【参考①】インボイス制度の導入による消費税及び地方消費税の増収見込額の財務省試算の詳細<sup>1</sup>

### 1. 課税事業者の増加見込数

#### (1) 試算に用いた数値

- ・免税事業者数：約 488 万者<sup>2</sup>
- ・うち、農協等に出荷する農林水産業、非課税売上げが主たる事業の事業者を除いた免税事業者：約 372 万者
- ・B to B 取引の割合：4 割程度

#### (2) 課税事業者の増加見込数の試算

$$\text{約 372 万者} \times \text{4 割程度} = \boxed{\text{約 161 万者}}$$

### 2. 一事業者当たりの税負担額

#### (1) 試算に用いた数値

- ・免税事業者の課税売上高の平均額：550 万円程度<sup>3</sup>
- ・付加価値率：28%程度<sup>4</sup>
- ・標準税率（地方消費税含む）：10%

#### (2) 一事業者当たりの税負担額の試算

$$\begin{aligned} &550 \text{ 万円程度} \times 28\% \text{ 程度} = \text{約 154 万円 (付加価値額)} \\ &\text{約 154 万円} \times 10\% = \boxed{\text{約 15 万 4 千円}} \end{aligned}$$

### 3. 消費税及び地方消費税の増収見込額の試算

- ・課税事業者の増加見込数：約 161 万者
- ・一事業者当たりの税負担額の試算：約 15 万 4 千円

$$\text{約 161 万者} \times \text{約 15 万 4 千円} = \boxed{\text{2,480 億円程度}} \text{ (2479.4 億円)}$$

<sup>1</sup> 他に注記のない限り、衆議院財務金融委員会（平成 31.2.26）における政府答弁による。

<sup>2</sup> 「消費税の免税事業者数については、消費税の申告を行わないため、財務省として数を把握はしていませんけれども、総務省の平成 27 年国勢調査等をもとにして機械的に試算をいたしますと、488 万者と推計をされる」（衆議院財務金融委員会（平成 31.2.19）における政府答弁）

<sup>3</sup> 「所得税や法人税等の申告実績をもとに、免税事業者の課税売上高の平均額 550 万円程度、それから消費税の申告実績をもとに、いわゆる付加価値率でございますが、これを約 3 割弱、28%程度と見込んで試算をしている」（衆議院財務金融委員会（平成 31.2.26）における政府答弁）

<sup>4</sup> 同上。

【参考②】消費税の軽減税率制度導入に当たっての財源について

○消費税の軽減税率制度導入に当たっての財源確保策については、与党の平成 31 年度税制改正大綱において、以下のとおり示された。

平成 31 年度税制改正大綱（平成 30 年 12 月 14 日 自由民主党・公明党）（抄）

軽減税率制度の導入に当たっての安定的な恒久財源の確保については、歳入面においては、平成 30 年度税制改正の個人所得課税の見直し及びたばこ税の見直し並びにインボイス制度の導入によるものとし、歳出面においては、総合合算制度の見送りに加えて、平成 31 年度予算編成過程において、これまでの社会保障の見直しの効果の一部の活用について検討することとする。

○上記の財源として示された項目に係る見込額については、政府の答弁<sup>5</sup>において、以下のとおり示されている。

○ 所要財源見込額（軽減税率制度導入による減収見込額）	1 兆 890 億円程度
-----------------------------	--------------

○ 財源見込額		1 兆 810 億円程度	
歳出	①「総合合算制度」見送り分	4,000 億円程度	
	②社会保障の見直しの効果の一部活用 <sup>(注)</sup>	1,070 億円程度	
歳入（税収）	30 年度税制改正	③個人所得課税の見直し (国分：平成 32 年度分～) (地方分：平成 33 年度分～)	900 億円程度
		④たばこ税の見直し (平成 30.10 から段階的引上げ)	(国分) (地方分) 2,360 億円程度
	消費税	⑤インボイス導入（平成 35.10～）による課税事業者増加見込分	(国分) (地方分) 2,480 億円程度

(注) 簡素な給付措置の事務費相当額：  
370 億円 + 社会保障の重点化・効率化：700 億円程度 = 1,070 億円程度  
(財務省資料：平成 31 年度社会保障関係予算のポイント（平成 31 年 1 月）)

<sup>5</sup> 衆議院財務金融委員会（平成 31.2.26）における政府答弁